## 令和5年度税制改正要望事項(新設·<u>拡充</u>・延長)

(文部科学省 高等教育局 私学部 私学行政課 私学共済室)

項目	名	出産費及び家族出産費の支給	額の見直しに伴う税制	上の所要の措置	
税	目	所得税、国税徴収法			
	加入者 和4年原 以降のと	及び家族出産費に対する所得税 である私立学校教職員等の生活 度に出産費及び家族出産費の支 出産費及び家族出産費について の禁止の措置を講じる。	ちの保障または生活の5 を給額を見直す場合によ	安定を図るため、令 おいて、令和5年度	
要	私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号) (抄) (非課税)				
望	第五条 この法律に基づく給付として支給を受ける金品のうち、退職年金及び 職務遺族年金並びに休業手当金以外の給付については、これを標準として、租 税その他の公課を課さない。				
Ø		務員共済組合法(昭和 33 年法( を受ける権利の保護)	津第 128 号)(抄)		
内	第四十八条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、 又は差し押さえることができない。ただし、退職年金若しくは公務遺族年金又				
容	は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。 ※私立学校教職員共済法第25条において準用				
			平年度の減収見込額	— 百万円	
			(制度自体の減収額)	( 百万円)	
			(改正増減収額)	( — 百万円)	

(1) 政策目的 新 私立学校教職員共済制度の加入者である私立学校教職員等の生活の保障また 設 は生活の安定を図ることができる。 (2) 施策の必要性 拡 出産費及び家族出産費を含めた保険給付は、加入者である私立学校教職員等の生活の保障または生活の安定を図るために支給されるものであるため、私立学校教職員共済法第5条等に基づき非課税等(注)となっている。 充 又 (注)健康保険制度と同様。 これまでと同様、引き続き、加入者である私立学校教職員等の生活の保障または生活の安定を図るため、増額部分についても所要の措置を講じる必要があ は る。 延 長 を 必 要 لح す る 理 由

	1	<u>'</u>	
今回の要望(租税特別措置)に関連する事項	合理性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	
		政 策 の 達成目標	
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	
		同上の期間 中の達成 目 標	
		政策目標の 達 成 状 況	
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	
	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
		要望の措置の 妥 当 性	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	
	前回要望時 の達成目標	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	
これまでの 要 望 経 緯		実績なし。